

第8節

欧州

1 全般

冷戦終結後、欧州の多くの国では、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識され、欧州域内やその周辺における地域紛争の発生、国際テロリズムの台頭、大量破壊兵器の拡散、サイバー空間における脅威の増大といった事態が新たな安全保障上の課題として捉えられてきた。

こうした課題に対処するため、欧州では、北大西洋条約機構(NATO) (加盟国28か国)や欧州連合(EU) (加盟国27か国)の枠組の強化・拡大を軸とした安全保障環境の安定化が模索されてきており、また、各国においても、厳しさを増す財政上の制約を勘案しつつ、新たな課題に対処可能な能力の整備が進められている。

2 安全保障の枠組の強化・拡大

1 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(1) 新たな役割に必要な体制の整備

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、冷戦終結以降、活動の重点を紛争予防や危機管理へと移行させており¹、遠方の地域に迅速に展開して多様な任務を遂行し、テロや大量破壊兵器拡散などの新しい脅威に対処する能力の強化を目的として、機構改革²やNATO即応部隊(NRF)の整備³をはじめとする軍事能力の改革を進めてきた。

10(平成22)年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会議においては、11年ぶりとなる新しい戦略概念⁴が採択され、より効率的で柔軟性のある同盟へ

の改革に向けて、今後10年間の指針が提示された。同文書においてNATOは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロリズム、域外の紛争・不安定、サイバー攻撃などを主な脅威としてあげるとともに、①NATOの基本条約である北大西洋条約第5条に基づく集団防衛、②紛争予防や紛争後の安定化・復興支援を含む危機管理、③軍備管理・軍縮、不拡散への積極的な貢献を含む協調的安全保障、の3つをNATOの中核的任務として規定している。

集団防衛の分野においては、核戦力と通常戦力の適切な組み合わせに基づく抑止の重要性を強調し、弾道ミサイル攻撃に対してNATOの諸国民と領域を防衛する能力、いわゆる領域ミサイル防衛(Territorial Missile

1 北大西洋条約第5条に規定されている集団防衛(域内における集団的自衛)の任務に対し、紛争予防や危機管理の任務は「非5条任務」と呼ばれる。

2 03(平成15)年6月のNATO国防相理事会における決定により、地理的な区分に基づいていた従来の戦略レベルの軍事機構を、機能的な区分に基づき、NATOによる作戦遂行全般に責任を持つ作戦連合軍(ACO: Allied Command Operation)と、訓練・教育の実施やドクトリンの研究・構築などを通じてNATO軍事能力の変革および相互運用性の向上に責任を持つ変革連合軍(AC: Allied Command Transformation)の2つへと改編した。また、文民機構についても、10(同22)年8月には、テロ、大量破壊兵器の拡散、サイバー防衛、エネルギー安全保障などの非伝統的なリスクや課題を取り扱い、国際情勢の分析・予測などを担当する「新規安全保障課題局」(Emerging Security Challenges Division)が国際事務局内に新設され、活動を開始した。

3 NATO即応部隊(NRF)は、全世界のあらゆる事態に迅速に対応することを任務とし、02(平成14)年より整備が進められ、06(同18)年11月に完全な作戦能力の保有が宣言された。欧州軍団(Eurocorps)や独逸軍団など、高度な即応態勢下にある多国籍統合部隊の6ヶ月ごとの持ち回りにより運用されている。

4 戦略概念(strategic concept)は、NATOの目的、性格、基本的な安全保障上の任務について規定する公式文書であり、今回で7回目(49、52、57、68、91、99、10年)の策定となる。

Defence)能力を集団防衛の中核的要素として向上させる⁵としたほか、サイバー防衛やテロ対策の分野においても加盟国間の協力と統合を深めつつ、NATOとしての能力強化に取り組むとしている。危機管理の分野においては、バルカン半島やアフガニスタンでの活動から得た教訓を踏まえ、政治・非軍事・軍事の各領域を横断する包括的アプローチの必要性を強調し、危機における軍事部門と非軍事部門の共同計画の強化や、現地部隊を訓練し発展させる能力の強化を進めるとしている。また、核政策に関しては、協調的安全保障の文脈で核兵器なき世界に向けた条件作りを目指すとして核軍縮への積極的な姿勢を示しながら、他方で、伝統的な集団防衛の観点から核兵器が存在する限りNATOは核同盟であり続ける⁶として、同盟の結束維持と核軍縮の要請との間でバランスを図った。

新しい戦略概念と同時に採択されたリスボン宣言においては、こうした能力整備に向けて資源をより効率的に活用するため、多国間アプローチを含む費用対効果の改善方法の案出⁷や、事務総長が主導する機構改革を推進⁸していくとしており、今後どのように改革が進展していくのか注目される。

一方、EUは、共通外交・安全保障政策(CFSP)⁹のもと、安全保障分野における取組を強化しており、03(同15)年に採択した初の安全保障戦略文書「よりよい世界の安定した欧州」において、新しい脅威に対処する能

力を強化し、欧州近隣地域への関与を通じてその安全保障に貢献するとともに、米国やその他のパートナー諸国、および国連やNATO、アフリカ連合(AU)などの国際機構と協力しながら、より効率的な多国間主義に基づく国際秩序の形成を先導することを目指すとしている¹⁰。

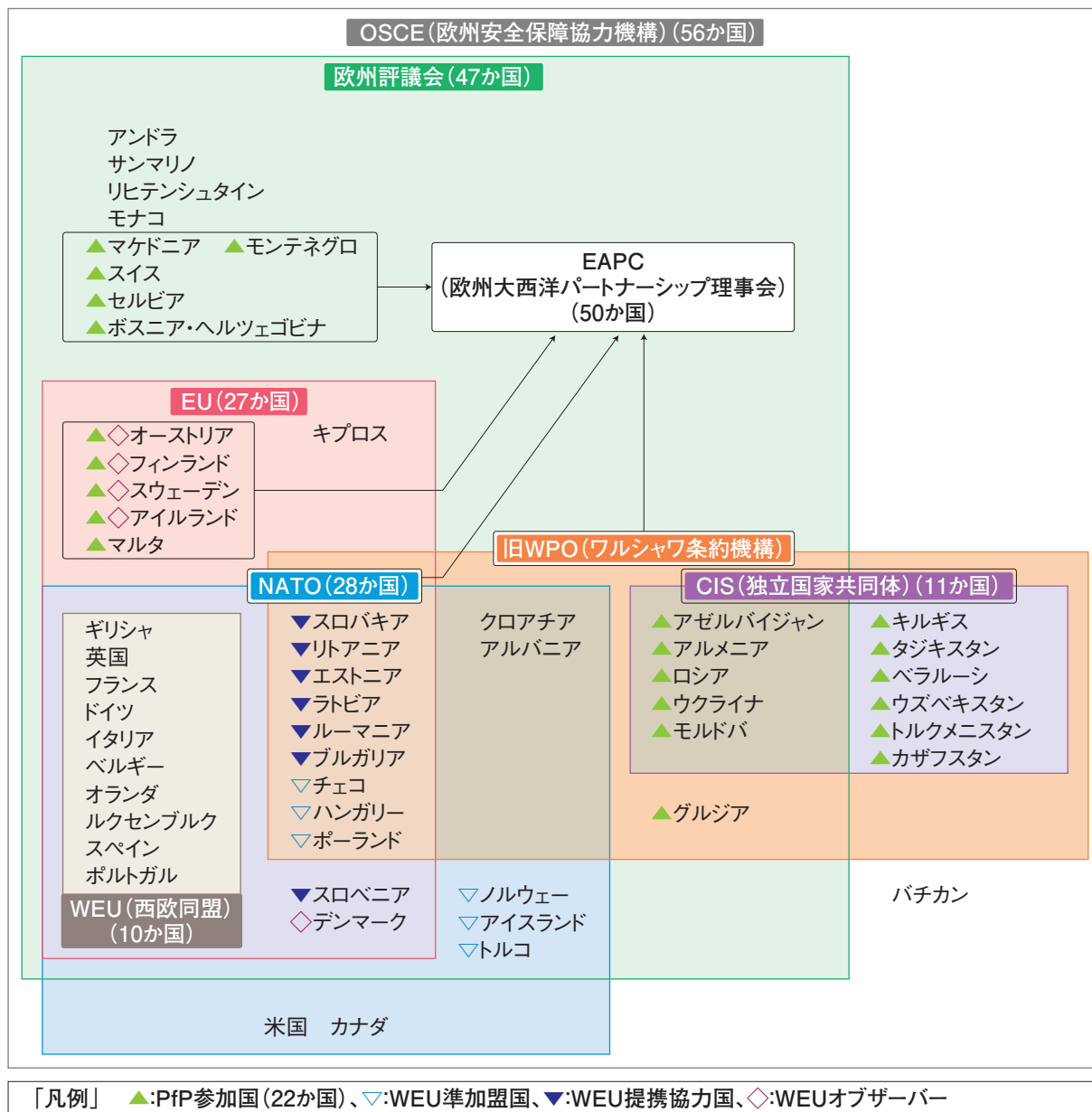
また、EUは、NATOとは異なり、欧州の領土防衛を任務とはしていないものの、NATOが介入しない場合において独自に平和維持などの軍事活動を行うため、NATOとの連携強化を図るとともに必要な体制を整備

- 5 NATOは05(平成17)年以降、射程3,000kmまでの短・中距離弾道ミサイルの脅威から展開中のNATO部隊を防衛することを目的として、ALTBMD(Active Layered Theatre Ballistic Missile Defence)と呼ばれる独自の戦域ミサイル防衛(Theatre Missile Defence)システムの開発を続けており、新戦略概念と同時に採択されたリスボン宣言では、このシステムの防衛範囲をNATOの諸国民・領域全体へと拡大することを決定したとしている。
- 6 NATOの核政策および核態勢に関する決定は、同盟内の核兵器国(ただし、フランスは核抑止力の独立性を維持するため不参加)、および非核兵器国双方の国防相によって構成され、事務総長が議長を務める「核計画グループ」(Nuclear Planning Group)の全会一致に基づく意思決定を通じてなされることとなっている。
- 7 11(平成23)年2月のミュンヘン安全保障会議において、ラスマセンNATO事務総長は「緊縮の時代における安全保障の構築」と題した演説を行い、欧州各国における国防費の削減が、長期的には欧州の分裂、弱体化と米国からの孤立を招く可能性があることに警鐘を鳴らした上で、より柔軟に多国間で協調することによって、より少ない資源でより確実な安全保障を実現する新しいアプローチ:「賢い防衛」(Smart Defence)の必要性を強調した。
- 8 リスボン宣言は、司令部数の削減と地理的配置の見直し、司令部人員の35%削減のほか、現在14あるNATOの外局機関(Agencies)を3つに統合・合理化する計画について言及している。
- 9 EUは、93(平成5)年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障に関わるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策(CFSP)を導入した。また、99(同11)年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy)をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。09(同21)年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障・防衛政策(CSDP: Common Security and Defence Policy)と改称した上で、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。
- 10 08(平成20)年12月には、この安全保障戦略のこれまでの履行状況を検証した「欧州安全保障戦略の履行に関する報告書「変化する世界における安全の提供」」とともに、脅威に対処するための活動に必要な人員、資材、施設を拡充することを求める「軍事能力の強化に関する宣言」が発表されている。

するための取組を進めてきた¹¹。07(同19)年1月には、常時2つのバトルグループが待機する態勢が整備されたほか、ブリュッセルにEU独自の作戦センターが設置された。09(同21)年11月には「閣僚宣言：欧州安全保

障・防衛政策10年一課題と好機」を採択し、EUの防衛能力を強化すべく、作戦の計画立案・指導能力の向上に努める中で、緊急作戦に限定されていたバトルグループの運用について、その有用性と柔軟性を高めていくなど

図表I-2-8-1 欧州の安全保障機構(11(平成23)年4月末現在)



(注) WPOの軍事機構は、91(平成3)年4月をもって解体。WPOの政治機構としての解体も同年7月1日に解体議定書に署名、各国議会の批准後解体。

¹¹ リスボン条約は、加盟国の領域が武力攻撃の犠牲となった場合の他の加盟国による援助・支援を定めているが、この条項に基づく活動とNATOの間での活動との間で齟齬があってはならないとしている。

の方向性が示された。

09 (同21) 年12月には、EUの新基本条約であるリスボン条約の発効に伴って、EUの外務・安全保障政策を統括する外務・安全保障政策上級代表¹²の職が新設されたほか、10 (同22) 年12月には、この補佐機関である欧州対外活動庁 (EEAS) が発足した¹³。EUは、これら^{European External Action Service}の新編された対外政策機関のもと、EUおよび各加盟国の政策に一貫性を持たせつつ、互いに相乗作用を生み出すような、より統合されたアプローチを追求するとしている。

(図表 I -2-8-1 参照)

(2) 新たな役割への取組

NATOは、03 (同15) 年8月よりアフガニスタンにおける国際治安支援部隊 (ISAF) を主導して初めて欧州域外での作戦を展開しており、06 (同18) 年10月には任務地域を同国全域に拡大した。09 (同21) 年11月にはISAFの改編が実施され、ISAF 統合コマンド (IJC) ^{ISAF Joint Command} が日々の治安維持・復興支援を担当し、アフガニスタン NATO 訓練ミッション (NTM-A) がアフガニスタン国軍と警察の訓練への支援を行っている。10 (同22) 年11月にリスボンで開催された NATO 首脳会議では、ISAF に貢献する48ヶ国の首脳が、同年7月のアフガニスタンに関するカブール会議の結果などを踏まえ、アフガニスタンによる治安主導体制への移行を11 (同23) 年の早い段階において開始し、14 (同26) 年末までに完了するという行程表に則り支援を続けていくことについて合意

した¹⁴。また、アフガニスタンの安定と繁栄は北大西洋地域にとって戦略的重要性を持つものと認め、NATO とアフガニスタンが長期的なパートナーシップを維持していくことを宣言した。

イラクにおいては、04 (同16) 年6月の NATO イスタンブール首脳会議での合意に基づき、イラク NATO 訓練ミッション (NTM-I) ^{the NATO Training Mission - Iraq} がイラク治安部隊の訓練を行っているほか、08 (同20) 年2月に独立を宣言したコソボにおいても、99 (同11) 年6月以降、コソボ国際安全保障部隊 (KFOR) ^{Kosovo Force} の枠組で治安維持などの任務を継続している¹⁵。

NATOは01 (同13) 年10月以降、テロとの戦いにおける NATO の結束と決意を示すとともに、地中海域におけるテロ活動を探知・抑止することを目的として、「アクティブ・エンデバー作戦」 (OAE) ^{Operation Active Endeavour} を実施しており、加盟国の海軍から構成される常設海上部隊 (SNMG) ^{Standing NATO Maritime Group} が、地中海上の監視や民間船舶の護衛、不審船の取り締まりといった任務にあたっている¹⁶。

また、欧州諸国は、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動に積極的に関与している。NATOは、08 (同20) 年10月以降、SNMGの艦船をソマリア沖にて海賊対処に従事させており、SNMG1、SNMG2の2つの艦隊を交互にソマリア沖に派遣している。09 (同21) 年8月以降実施している「オーシャン・シールド作戦」では、艦船による海賊対処活動に加えて、要請があった国に対して海賊対処能力強化の支援を行うことも任務としている。EUは、08 (同20) 年12月から初の海上任務となるソ

¹² EUは、99 (平成11) 年に発効したアムステルダム条約において、EUを対外的に代表する理事会議長の補佐として、共通外務・安全保障上級代表の職を創設した。リスボン条約において新設された外務・安全保障上級代表は、同ポストの職務・権限を基本的に継承しつつ、これまで分散していた外交窓口を一本化し、EUを対外的に代表するものとの位置づけを与えられた。

¹³ EEASは、アジアやアフリカなどの地理別の部局、及び開発協力や人権・民主化などのテーマ別の部局から構成され、EUの外務・安全保障政策上級代表を長として、共通外交・安全保障政策 (CFSP) の調整および一貫性の確保、並びに理事会の勧告に基づく政策草案の策定および実行を支援するとされている。

¹⁴ ISAF 貢献国首脳による同宣言においては、アフガニスタンによる治安主導体制への移行は、日程に主導されるもの (calendar-driven) ではなく、状況に応じてなされるもの (conditions-based) とされている。また、NTM-Aを通じてアフガニスタン国家治安部隊の強化を進め、その質を高めるとともに、11 (平成23) 年末までに同治安部隊を30万人規模に増強することや、同年及びそれ以降に向けた訓練要員等の所要に応じていくことを明記している。また、ゲイツ米国防長官 (当時) は、11 (同23) 年6月、特にアフガニスタンおよびリビアにかかる任務に言及する形で、NATOが烈度の高い戦闘任務を担う国と烈度の低い人道的任務等に特化する国とに二層化していることを指摘し、NATO 諸国に共同防衛の公平な負担と戦闘能力強化を求めた。

¹⁵ NATOは10 (平成22) 年10月、コソボにおける治安状況が改善しており、コソボ当局の治安能力も向上してきたことを踏まえ、約1万人規模のKFORの兵力を5,000人規模へと漸次削減することを発表した。

¹⁶ 同作戦は、01 (平成13) 年の米国同時多発テロ事件を受けて発動された NATO 初の第5条任務の一つとして展開されているため、原則として加盟国のみの参加とされているが、04 (同16) 年以降はパートナー国による協力・支援を積極的に受け入れており、10 (同22) 年末までにロシアやウクライナの艦艇が同作戦に参加した実績がある。また、モロッコやイスラエルも11 (同23) 年中には何らかの支援を提供するという意思を表明している。

マリア沖での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国は艦船や航空機を派遣している¹⁷。派遣された艦船や航空機は、国連世界食糧計画（WFP）が食糧等の支援物資を輸送する船舶への併走および同海域における監視などを行っている。

EUは、03（同15）年、マケドニアにおいて、NATOの装備や能力を使用して¹⁸、初めて平和維持活動を主導した。また、同年コンゴ民主共和国において、初めて欧州域外で、かつ、NATOの装備や能力を使用せずに平和維持活動を遂行した。04（同16）年12月には、ボスニア・ヘルツェゴビナに展開していたNATO主導の安定化部隊（SFOR）の活動を引き継ぎ、また、08（同20）年1月にはチャドおよび中央アフリカへ部隊を派遣するなど、危機管理・治安維持の分野における活動¹⁹に積極的に取り組んでいる。

（図表 I -2-8-2 参照）

2 安全保障の枠組の地理的拡大とパートナーシップ

NATOは、地域全体の安定を目的として、冷戦終結後いわば安全保障上の空白地帯となった中・東欧地域への拡大を継続してきた²⁰。

NATOは、10（同22）年11月に採択された新しい戦略概念において、価値を共有する欧州諸国に対して、同盟への参加の門戸を完全に開放し続けるとしている²¹。さらに、NATO非加盟の欧州諸国との信頼醸成や

図表I-2-8-2

NATOおよびEUにおける能力整備の動向

	NATO即応部隊 (NRF)	EUバトルグループ (戦闘群)
任務	全世界のあらゆる事態に迅速に対応	NATOが介入しない場合にEUが主導する平和維持任務等に対応
編成	・旅団規模の陸上部隊(約4,000名)を中核として、海・空部隊および専門部隊から編成される常設の統合部隊 ・兵力規模:約25,000名	・1,500名規模の部隊を13個編成。そのうち2個部隊が同時に緊急展開可能
能力	・発令後5日以内に展開開始 ・30日間継続して行動	・発令後5日以内に展開開始、15日以内に展開可能 ・30日間継続して行動
運用	・1年間(陸上部隊の場合、訓練半年、待機半年)のローテーション ・初期投入部隊としての運用を基本 ・任務に応じた分割運用可能	・一国または多国籍の枠組でローテーションにより編成・待機
整備	・02年11月構想 ・03年10月プロトタイプ部隊編成 ・04年10月、初期の作戦能力保有 ・06年11月、完全な作戦能力を達成	・04年6月構想 ・07年1月、完全な作戦能力を達成

¹⁷ アタランタ作戦には、11（平成23）年4月現在、ベルギー、フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、ルクセンブルク、エストニアの部隊が参加している。また、EU非加盟国であるノルウェーなども参加した実績がある。

¹⁸ 96（平成8）年6月のベルリンNATO閣僚会合では、西欧同盟（WEU: Western European Union）主導のオペレーションにおいて、NATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。その後、WEUの役割と任務の大半がEUに移譲されることになったため、99（同11）年4月のワシントンNATO首脳会合では、改めてEUに対してNATOの資産・能力の使用を認める決定がなされた。この決定をベルリン・プラスと言う。02（同14）年12月にはNATO・EU間で上記決定に関する恒久的な取極めが成立した。

¹⁹ 「ペータースベルク任務」と呼ばれ、①人道支援・救難任務、②平和維持任務、③平和創出を含む危機管理における戦闘部隊任務からなる。

²⁰ NATOについては、04（平成16）年3月に中・東欧の4か国およびバルト3国（ルーマニア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、ブルガリア、スロバキア）、09（同21）年4月にアルバニアとクロアチアが加盟した。また、10（同22）年4月の外相理事会において、ボスニア・ヘルツェゴビナが条件付きながら「加盟のための行動計画」（MAP: Membership Action Plan）への参加を認められた。同年11月のリスボン宣言は、同じくMAPに参加しているマケドニア、モンテネグロとともに、ボスニア・ヘルツェゴビナによる計画の順調な実行を歓迎している。

²¹ リスボン宣言では、現在MAPに参加しているマケドニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナに加えて、セルビアの欧州・大西洋地域への統合を支援するとしているほか、ウクライナ、グルジアについても、既存の枠組（NATO・ウクライナ委員会、NATO・グルジア委員会）において、欧州・大西洋地域への統合を支援するとしている。

相互運用性の向上を目指す「平和のためのパートナーシップ」(PfP)²²や地中海地域の安定を目指す地中海ダイアローグ(MD)²³、中東湾岸諸国との安全保障協力進展に向けたイスタンブール協力イニシアティブ(ICI)²⁴といった既存の枠組に加えて、オーストラリアや日本、韓国などコンタクト国²⁵と呼ばれる各国との関係に見られるような、より柔軟な形態を通じて、域内外の諸国および国連やEUなどの国際機構とのパートナーシップを強化するとしている。

NATOとロシアの関係では、9.11テロ以降、安全保障に関する共通の課題に対処する必要性から、02(同14)年、NATO・ロシア理事会(NRC)²⁶が設立され、テロに対する取組、軍備管理、戦域ミサイル防衛などの分野で対話や協力の模索が続けられている。08(同20)年8月のグルジア紛争を受けて、NATO・ロシア間の対話

は一時凍結されたものの、09(同21)年4月のNATO首脳会議においては、閣僚級を含む正式なNRCの再開が合意され、同年6月には外相級NRCが開催された。そして、10(同22)年11月のリスボンで開催されたNRC首脳会議²⁶において、真に戦略的で現代化されたパートナーシップの構築に向けて共同声明を発表し、ミサイル防衛協力の追求²⁷や、アフガニスタン支援の拡大、地中海における「アクティブ・エンデバー作戦」(OAE)への支援再開で合意した。

EUについても、04(同16)年にポーランドやチェコなど10か国が加盟し、07(同19)年1月にはブルガリアおよびルーマニアが加盟するなど、中・東欧に加盟国を拡大している。

(図表 I -2-8-3 参照)

²² 94(平成6)年に創設され、NATOと中・東欧諸国をはじめとするNATO非加盟の欧州安全保障協力機構(OSCE: Organization for Security and Co-operation in Europe) 諸国が個別に協力協定を締結している。

²³ 94(平成6)年に創設され、現在7か国(アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、モーリタニア、モロッコ、チュニジア)が参加する。政治的対話や、NATO関連活動への地中海諸国の参加を通して、地中海地域の安定を目指している。

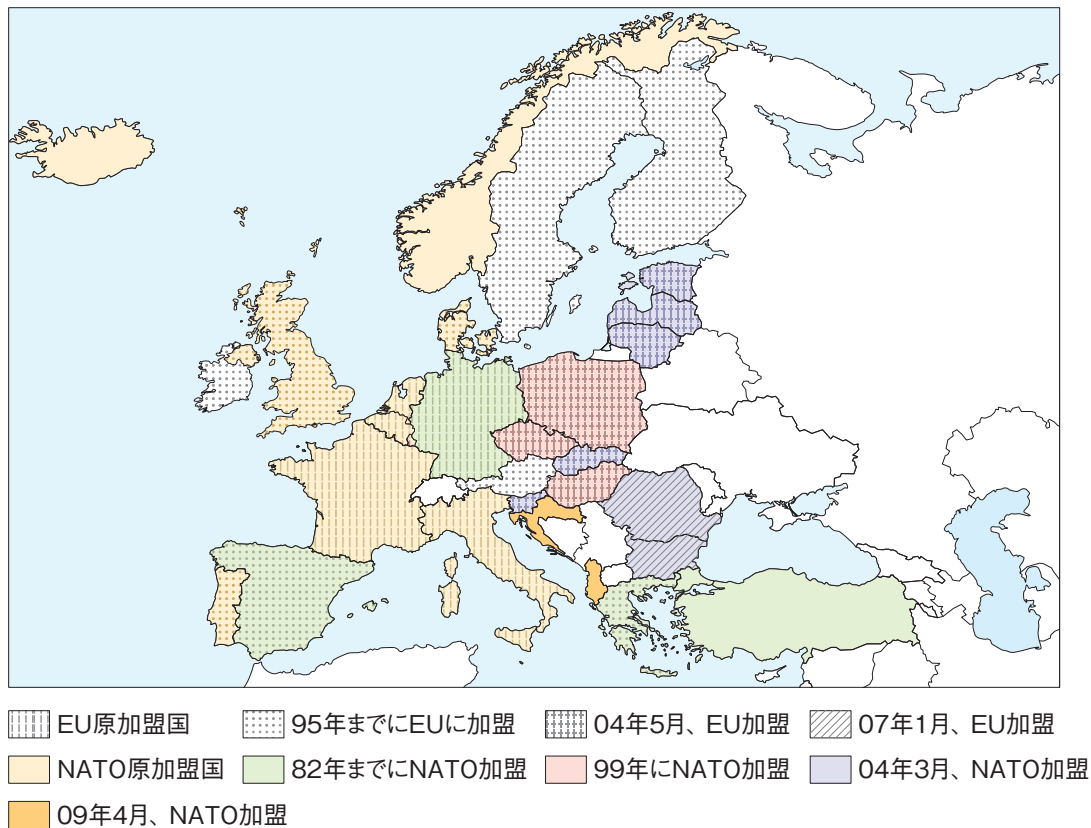
²⁴ 04(平成16)年に創設され、現在4か国(バーレーン、カタール、クウェート、UAE)が参加する。中東諸国とNATOの間での実務的な二者間安全保障協力を進め、長期的なグローバル安全保障および地域安全保障に貢献することを目的とする。

²⁵ コンタクト国の名称は04(平成16)年にイスタンブールで行われたNATO首脳会議以降使われており、共通の関心を有する各国とのケース・バイ・ケースでのパートナーシップを推進している。

²⁶ NRCは02(平成14)年の創設以来、およそ2回の割合で閣僚級(外相・国防相級)・参謀総長級会合が開催されており、首脳レベルの会談は02(同14)年5月(ローマ)、08(同20)年4月(ブカレスト)に次いで3回目となる。

²⁷ NATOとロシアは、戦域ミサイル防衛の分野において、03(平成15)年からNRCの枠組下で相互運用性に関する共同研究を開始し、04(同16)年から08(同20)年にかけて4回の共同指揮所演習を実施してきた。08(同20)年8月のグルジア紛争を受けて協力関係は中断されていたが、今回のNRC首脳会議で協力の再開が合意された。さらに同首脳会議では、ミサイル防衛協力の将来的枠組についての包括的な共同分析を進め、結果を11(同23)年6月のNRC国防相理事会で評価することが合意された。

図表I-2-8-3 NATOとEU加盟国の拡大状況



3 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

欧州では多くの国が、財政状況が厳しさを増す中で、国防費削減に向けた努力を見せており、軍事力の近代化に取り組むと同時に量的な削減や合理化を進め、他国との防衛・安全保障分野における協力、とりわけ兵器の共同研究・開発や共同調達に加え、共同運用にも積極的な姿勢を見せている¹。英国とフランスは10（平成22）年11月、ロンドンでの首脳会議において、二国間の防衛・安全保障協力に関する条約と、核施設の共用等に関する条約²に署名し、非常設の共同統合派遣部隊の創設や空

¹ 10（平成22）年9月には、オランダ、ベルギー、ドイツおよびフランスの欧州4ヶ国が、C-130やA-310といった各国の輸送機および空中給油機約200機を共同で運用する欧州航空輸送司令部（EATC: European Air Transport Command）を創設した。この他にも、NATO加盟国を中心として、C-17輸送機3機の共同調達・管理・運用を進める戦略航空輸送能力（SAC: Strategic Airlift Capability）イニシアティブや、ロシアおよびウクライナ保有のAN-124大型輸送機2機を共同でチャーターする戦略航空輸送暫定ソリューション（SALIS: Strategic Airlift Interim Solution）などの枠組が創設されている。

² フランスに放射線映像/流体力学実験施設、英国に技術開発センターを共同で建設・運用する計画に合意した。

母の共同運用、A400M輸送機の共同支援計画の策定および共同訓練、無人機、次世代原潜等の装備の共同研究開発を進めていくことで合意した。このような二国間もしくは多国間アプローチを交えた、各国における国防・軍改革の取組は、今後とも注目されるところである。

1 英国

英国は、冷戦終結以降、英国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした軍改革を進めてきた。また、08（同20）年3月には、英国初の政府横断的な「国家安全保障戦略」（NSS）³を策定し、国際テロや大量破壊兵器の拡散に加え、国境を越えた犯罪、感染症、洪水など、多様で相互に関連する脅威やリスクに対し、軍や警察のみならず民間部門や地方政府、および国連やEU、NATOなどの多国間機構と協力しつつ、早期の段階で対処するという包括的なアプローチの必要性を提示した。

10（同22）年5月に発足したキャメロン政権は、特にアフガニスタンにおける作戦の長期化による軍の疲弊や、財政状況の悪化にともなう国防費削減圧力の高まりの中で、一貫性のある防衛能力の整備と、将来にわたり

持続可能な防衛計画の策定を目指した。そして、新設した「国家安全保障会議」（NSC）³のもと、「戦略防衛・安全保障見直し」（SDSR）⁴を実施し、同年10月に、新しいNSSとともにその結果を発表した⁴。

英国の新しいNSSは、今後5年から20年の間に具現化する可能性のあるリスクをその蓋然性と影響度の点から網羅的に評価した上で、国際テロ、サイバー空間に対する攻撃、大事故や自然災害、国際的軍事危機の4つを最も優先的に対応すべきリスクとして設定した⁵。そしてSDSRにおいて、アフガニスタンにおける任務や国防予算にかかる制約などを踏まえ⁶、2020年の英軍のあるべき姿を提示し、即応性に応じた柔軟な部隊構成・展開体制を組むことで兵員の負担軽減を図るとともに、兵力や主要装備の削減、調達計画の見直しを進めることとしている⁷。

また、核戦略の分野においては、引き続き潜水艦搭載型核戦力による必要最小限の核抑止力を維持するとしながら⁸、核兵器のない世界を長期的な目標とし、核戦力の上限を縮小するとともに⁹、NPTを遵守する非核兵器国に対しては核兵器を使用しないことを宣言した。

さらに国防省は、より簡素でより効率的な国防組織を創出すること、および国防の運営費用を大きく削減することを目的とし、10（同22）年8月から「国防改革見直

3 首相を議長とし、国家安全保障に関わる主要閣僚と、必要に応じて軍参謀総長、情報機関の長らが出席。新設された国家安全保障補佐官（NSA: National Security Adviser）が会議全体の調整役を担う。外交、防衛、エネルギー、国際開発その他の国家安全保障に関係するすべての政府部門の所掌任務を最も高いレベルで統合することで、各部門に高度な戦略的指針を提示し、直面する危機への対応策を調整することを任務とする。

4 キャメロン政権は、新しいNSSにおいて、英国を取り巻く戦略的背景を分析するとともに国家の戦略目標を規定し、SDSRにおいて、NSSが示した目標を達成するための方策・手段を規定して、防衛・安全保障に関する一体の国家戦略を構成するものとした。また、今後はNSCによる定期的な見直しのもと、新しいNSSとSDSRを5年ごとに策定・公表するとしている。

5 新しいNSSは、このように戦略的背景を分析した上で、①安全かつ強靱な英国の確立、②安定的な世界の形成という2つの戦略目標を設定し、不安定化要因の根源への対応や必要に応じた同盟国・パートナー国との協力といった8つの国家安全保障任務を設定した。

6 10（平成22）年10月に、NSS・SDSRに続けて公表された英国財務省による「歳出見直し2010」（Spending Review 2010）は、国防費について14-15（同26-27）年までに、アフガン作戦費用などを除いた非前線分野での最低43億ポンドの節減を含めて、実質8%削減するとしている。

7 SDRSは、15（平成27）年までに海軍5千人、陸軍7千人、空軍5千人の兵力削減のほか、国防省文官数の2万5千人削減、現有の空母「アーク・ロイヤル」の即時退役、主力戦車の40%削減、艦載機ハリヤーの退役、JSFの調達機数削減、ニムロッドMR4哨戒機導入の中止などを決定した。また、現在2万人とされる在独英軍を同年までに半数撤退させ、20（同32）年までに残り全てを撤退させるとした。他方、陸軍戦力については、より柔軟な運用が可能な多機能旅団への再編を進め、特殊部隊の能力を重点的に強化するとしている。さらに新型空母については、2隻の建造を進めながらも1隻のみを運用することとし、米・仏等の主要同盟国と完全な相互運用性を持たせるため、カタパルト式のものに変更するとした。この結果、新型空母の就役は16（同28）年から20（同32）年に遅れる見込みとされている。また、新型空母に艦載予定のJSFについても、従来計画していた短距離離陸垂直着陸型ではなく、艦載機型を導入することに変更した。

8 20（平成32）年代後半に退役を迎えるとされるヴァンガード級戦略原潜の後継艦調達計画に関しては、その詳細について16（同28）年まで決定を先送りするとしている。

9 英国は、06（平成18）年12月に発行した「英国の核抑止に関する将来」と題する国防白書において、配備核弾頭数を160以下にするとしており、10（同22）年5月には、ヘーグ外相が下院において、保有核弾頭数を225以下にすることを宣言していたが、SDSRではさらに、配備核弾頭数を120以下に、保有核弾頭数を180以下にするとしている。

し」(Defence Reform Review)を実施している。焦点は政策・戦略、軍隊、調達・施設の3つの分野であり、また国防省のスリム化や、説明責任、透明性の拡大を重視している。見直しは官民の専門家から成る国防改革運営委員会のもとで進められ、改革への提言をまとめた報告書が11(同23)年6月に刊行された¹⁰。

2 ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進めるとともに、NATO域外への連邦軍派遣を積極的に進め、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組において紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした軍改革を進めてきた¹¹。

03(同15)年に11年ぶりに策定された「国防政策の指針」(VPR)は、今や国防とは国境線での伝統的な防衛作戦のみを意味するものではないとし、いかなる国も単独で自国の平和、安全および繁栄を確保することはできないとの認識のもと、ドイツの国防政策は、多国間枠組への連邦軍の統合や国際任務のさらなる増大といった要因により決定づけられていくとした¹²。そして、06(同

18)年に12年ぶりに発行された「国防白書」においては、連邦軍の中心任務は引き続き伝統的意味における自国防衛および集団防衛であるが、国際テロとの戦いを含めた紛争予防および危機管理がもっとも生起する可能性の高い任務であるとし、連邦軍の能力を上記の任務に適合させるため、軍を介入部隊、安定化部隊、支援部隊という3つの機能別の統合部隊へと再編する¹³ほか、戦略輸送能力、世界規模での偵察能力、効率的で相互運用性の高い指揮能力などの強化に資源を重点配分することとした¹⁴。

また、09(同21)年10月に発足した第二次メルケル政権は、徴兵制の停止を含む連邦軍のさらなる改革に関する議論を進めている。「機構委員会」¹⁵が提出した報告書の内容等を踏まえ、将来的に国防費を削減するとともに¹⁶、海外派遣可能な兵力を増やし、多様な任務に対して迅速に対応できる専門性の高い軍の構築を目指して、11(同23)年4月、徴兵制の運用停止や、総兵力を現行の25万人から18万5千人へと削減する内容を含む連邦軍改革法が成立した¹⁷。

10 国防省を議長とする新しくより小さな国防評議会の創設、事務次官や総参謀長を含む高官の責任の明確化、内部部局の小規模化と戦略志向化などを提言した。

11 ドイツは、東西統一時に50万人以上保有していた兵力を、統一時の条約に基づき、94(平成6)年末までに37万人以下へと削減し、その後も漸次削減を進め、10(同22)年までに25万人体制へと移行した。また、94(同6)年7月に、連邦憲法裁判所が国連やNATO等多国間枠組のもとで実施される国際任務への連邦軍派遣を合憲と判決して以降、バルカン半島やアフガニスタンにおける治安維持・復興支援活動、ソマリア沖における海賊対処などの国際任務に積極的に参加している。

12 03(平成15)年のVPRは、「災害救助任務を除き、連邦軍はあらゆる軍事作戦について、国連、NATO、EUの枠組みで、他の同盟国・パートナー国との共同においてのみ実行する」としている。

13 介入部隊は、最新の装備を有する即応部隊であり、NATO即応部隊やEU/バトグループの作戦など多国間で実施される高強度の作戦において、軍事的によく組織された敵に対応し、平和安定化作戦の実施基盤を整える。安定化部隊は、低・中強度の比較的長期間にわたる作戦において、軍事的にある程度組織された敵に対応し、平和安定化作戦を遂行する。支援部隊は、指揮組織や教育訓練組織の運営を行うなど、介入部隊と安定化部隊の作戦準備および作戦遂行をドイツ国内や作戦地域で支援する。

14 具体的には、A-400M輸送機の導入計画が進められているほか、5機の合成開口レーダ搭載衛星SAR-LUPEを08(平成20)年7月までに打ち上げ完了している。

15 第二次メルケル政権の連立協定に基づき、10(平成22)年4月に、連邦軍をより効率的な組織へと構成し直すことを目的とした「機構委員会」が設立され、同委員会は同年10月に、軍改革に関する報告書を発表した。同報告書は、徴兵制は安全保障政策上、見通し得る将来においてもはや必要ないとし、その運用停止を求めたほか、長期的な海外作戦に従事可能な兵力を現在の約7千人から倍増させること、連邦軍全体の兵力数を現行の25万人から18万人に、文官数を現行の7万5千人から5万人にそれぞれ削減すること、連邦軍総監の権限を強化することなどを提言した。

16 10(平成22)年6月に、メルケル政権は、14(同26)年までに総額800億ユーロの歳入削減・歳入確保を図る財政再建策を発表し、国防省・連邦軍に対しては、同年までに83億ユーロの国防予算削減を要求している。

17 同法案によれば、徴兵制は11(平成23)年7月1日をもって運用が停止され、代わって1万5千人規模の新しい志願兵制が導入される。ただし、基本法上の徴兵制に関する規定は、引き続き残すこととされている。

3 フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自立性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制および能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、人員の削減や基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化¹⁸と将来に備えた装備の近代化を進めている。

08（同20）年6月に発表した「国防白書」においては、大規模テロやミサイルといった直接の脅威に加え、サイバー攻撃から環境危機に及ぶ多様なリスクを挙げ、両者はグローバリゼーションにより相互に連結するようになり、国内外の安全の連続性が戦略的重要性を帯びるようになったとした。また、不確実・不安定な現在においては情勢的的確な認識・予測を基礎に、予防、核抑止¹⁹、防護、海外介入²⁰を国家安全保障戦略の5本柱として、これらの機能を強化し、柔軟に組み合わせながら今後15年間の戦略環境の変化に対応していくとしている。

09（同21）年7月には、「国防白書」で示された国防・国家安全保障戦略を踏まえた防衛力整備に関する中期計画として、「2009年-2014年軍事計画法」が議会承認さ

れ、国防・国家安全保障会議及び国家情報会議の創設²¹、装備関係予算の増大、行政・後方支援部門を中心とした軍人・文官合わせて5万4,000人の人員削減などを進めるとしている。

対外関係に関してはEUの安全保障面での強化とNATOとの関係刷新をきっかけ、軍事機構脱退以降の情勢変化、とりわけEUとNATOが補完関係にあることを踏まえ、09（同21）年4月、NATOの統合軍事機構へ復帰した。

18 フランスは「2009年-2014年軍事計画法」において、テロや組織犯罪対策、大量破壊兵器などの不拡散を扱う情報分野における人員増を計画しているほか、宇宙分野への重点投資を進めるとしており、20（平成32）年までの宇宙関連予算の倍増や、新型光学衛星の打ち上げを目指すとしている。また、09（同21）年2月には、欧州初となる早期警戒衛星の技術実証衛星「スピラル」の打ち上げに成功しており、10（同22）年7月には、統合参謀長隷下に統合宇宙司令部が創設された。

19 08（平成20）年3月の弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN: Nuclear-Powered Ballistic Missile Submarine）「ル・テリブル」の進水式で、サルコジ大統領は、核戦力について、核拡散などのリスクが存在する中で死活的利益を侵す国家からの攻撃に対してフランスを究極的に守るものであり、潜水艦発射型と航空機発射型の双方を維持することが不可欠であるとの見解を示した。同時に、航空機発射型核戦力の3分の1を削減することを決定したと発表し、これによりフランスの保有する核弾頭数は300以下となった。

20 フランスは「国防白書」において、大西洋から地中海、アラブ・ペルシア湾、インド洋にいたる一帯を優先的地域と定め、そこに紛争予防および介入の能力を集中させるとしており、「2009年-2014年軍事計画法」では、国土から8,000km以内に陸軍3万人、戦闘機70機、1個の空母機動部隊を投入可能とする戦力整備目標を定めている。また、09（平成21）年5月には、国外への基地開設としては約50年ぶりとなる軍事基地をUAEに開設した。

21 国防・国家安全保障会議は、大統領が議長を務め、首相、外相、内相、国防相、経済担当相、予算担当相のほか、必要に応じてその他の閣僚が参加し、国防・国家安全保障事務総長による調整を受けて、軍事計画や核抑止、治安、テロ対策まで国家安全保障に関わるすべての問題を取り扱う。国防・国家安全保障会議のうち、情報分野に特化したものが国家情報会議であり、国家情報調整官による取りまとめの下、各情報機関の情報を集約し、それぞれの戦略指針や優先事項を設定する。